

みんなで知ろう東京湾！
令和3年度 東京湾環境一斉調査の実施について
～参加機関等を募集します～

東京湾再生推進会議、九都県市首脳会議環境問題対策委員会、東京湾岸自治体環境保全会議及び東京湾再生官民連携フォーラムでは、国や自治体のほか企業及び市民団体等の参加を募り、東京湾環境一斉調査（東京湾における流域及び海域の環境一斉調査）を実施します。

横浜市でも、水質調査の実施を通じて本調査へ御参加いただける企業や市民団体の方々を募集します。

東京湾環境一斉調査とは…

多様な主体が協働しモニタリングを実施することにより、国民・流域住民の東京湾再生への関心の醸成を図るほか、東京湾とその関係する陸域の水質環境の把握及び汚濁メカニズムの解明等を目的として、東京湾の水質調査等を行うもので、平成20年度から実施しています。

令和3年度で第14回目の調査となります。



1 実施日

令和3年9月16日（木）（予備日：9月22日（水））

なお、実施時期の前後に実施される水質調査についても対象とします。

2 実施内容

東京湾の海域又は流域河川で行われる次のいずれかの水質調査を対象とします。

【調査項目】

溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）、水温、塩分、流量、透明度等

3 参加対象機関

企業、NPO等の市民団体、大学・研究機関、九都県市ほか東京湾岸・流域自治体、国の機関等

裏面あり

4 新型コロナウイルス感染防止対策について

調査を実施される際は、厚生労働省等が提供する新型コロナウイルス感染防止対策のための最新の指針に基づき実施していただくようお願いいたします。

5 参加申込み方法

本調査への御参加いただける方は、令和3年7月7日（水）までに、電子メール又はFAXで参加申込書をお送りください。

【横浜市の申込先】 E-mail : ks-mizu@city.yokohama.jp FAX : 045-671-2809

【担 当】 環境創造局水・土壌環境課 倉田、浦垣、西村

6 結果の公表

本調査の結果については、下記ウェブサイト概要を掲載する予定です。

過去の調査結果についても同ウェブサイトをご参照ください。

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/Monitoring/General_survey/index.htm

【全般のお問合せ先】

東京湾再生推進会議モニタリング分科会事務局

・海上保安庁海洋情報部大洋調査課

担当：中村、福本 電話：03-3595-3635

・環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

担当：今林 電話：03-5521-8319

お問合せ先

環境創造局 水・土壌環境課長 赤間 知行 Tel 045-671-2803

※本件については、海上保安庁・環境省等の国の機関及び関係自治体で同時発表しています。

令和3年度東京湾環境一斉調査 申込書

団体名	
住 所	
担当者名	
連絡先 (TEL)	
(E-mail)	

団体名のみ、東京湾環境一斉調査に関する公表資料に掲載します。

1. 水質調査の実施予定

測定項目	測定方法※	観測地点	備 考 (団体の紹介等)

※ 使用する観測機器や観測手段等に関する情報を御記載ください。

〈その他〉

- ・WEBサイト、広報、東京湾環境マップ等の公表資料に掲載する調査風景等の写真を募集しています。
- ・報告様式については、上記に御記載いただいた連絡先E-mail宛に配布いたします。

東京湾環境一斉調査についてのQ & A

Q 1. 事業所等の排水口を水質調査の観測点にしてもよいですか？

A 1 貴社が通常行っている排水口等での測定でも参加可能です。

基本的には、近くの海や河川等での測定をお願いしていますが、この一斉調査の取組では、できる限り多くの企業やNPOの皆様の参加を求めていますので、参加可能としています。

Q 2. 水質調査の測定日、測定項目をもう少し具体的に教えてください。

A 2 測定作業の基準日は、9月16日(木)(延期となった場合は、9月22日(水))です。ただし、基準日に実施できない場合は基準日の前後1週間内に行ってください。天候等の理由により基準日に実施が困難と判断される場合は、前日までに該当の参加申込先から御連絡します。

測定項目は、陸域の河川等では、緯度経度、水温、流量、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、透視度、海域では、緯度経度、水温、塩分、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、透明度のそれぞれ5項目としています。全ての項目について測定されることが望ましいですが、測定が困難な項目は除外していただいて構いません。

排水口等での測定は、通常測定していただいている汚濁負荷量の測定項目などで構いません。

Q 3. 測定方法はパックテストなどの簡易測定法でもよいですか？

A 3 水質汚濁の解析や研究のためのデータはJIS法等による測定を推奨しています。一方で、できる限り多くの企業やNPOの皆様に御参加いただくことも目的としていますので、パックテストなどの簡易測定法による参加も可能としています。

なお、一部の古いパックテストにつきましては、平成30年に毒物及び劇物指定令の一部が改正されたことにより、取扱いや保管等に関する厳密な管理が必要となりましたので御注意ください。

Q 4. 透明度調査はどのように行えばよいでしょうか？

A 4 透明度は、透明度板(セッキー円盤)と呼ばれる直径30cmの白色円盤を水中に沈め、上から見える限界の深さを調べるものです。透明度の調査には、自作した道具を用いていただいても構いません。また、詳しい調査方法は海洋観測指針(気象庁)に記載されています。なお、調査に際しては、くれぐれも事故のないよう御注意ください。

透明度板の自作方法については、子どものための地球環境問題専門サイト文理地球環境問題研究会WEBサイトに掲載されています。

(<http://www.ecology-kids.jp/research/a05.html>)

Q 5. 観測地点の緯度経度の調べ方がわかりません。

A 5 スマートフォンの各種地図アプリや、海上保安庁の運営する「海しる」※¹や国土地理院の運用する「電子国土 WEB」※² で調べることが出来ます。

※1 海洋状況表示システム（通称：海しる）

“海の今を知るために” さまざまな海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせ表示できるようにした情報サービスです。

(<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

※2 電子国土 WEB

Web ブラウザで国土地理院の地図や空中写真を見ることができます。世界地図から建物ひとつひとつが判別できる詳しい地図まで、様々な縮尺の地図を見ることができます。

(<https://maps.gsi.go.jp/>)

Q 6. 東京湾環境一斉調査の成果はどのように公表されるのでしょうか？

A 6 東京湾環境一斉調査の成果は、報告書や東京湾環境マップにまとめられる予定です。

参考までに昨年度までの報告書につきましては、東京湾環境一斉調査 WEB サイトに掲載されています。

(https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/Monitoring/General_survey/index.htm)

東京湾環境マップについては、国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部 WEB サイトに掲載されています。

(<https://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/engan/kaiyou/kenkyu/tkbs-reports.html>)

なお、東京湾環境マップや、東京湾再生推進会議 WEB サイト等の公表資料に掲載するため、調査やイベントの写真を募集いたしますので、皆様からの御提供お待ちしております。

Q 7. 東京湾環境一斉調査のデータはどこで入手できますか？

A 7 御提出いただいた調査結果は、どなたでも御自由に活用できるように WEB サイト上で公開しています。

昨年度までの調査結果は東京湾環境情報センターの WEB サイトからダウンロード出来ます。

(<https://www.tbeic.go.jp/CH/Index-TokyoBayEnvInvestigation>)

「東京湾再生推進会議」

平成 13 年 12 月に都市再生本部の都市再生プロジェクト（第三次決定）として、水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海の再生」を図ることが決定されたのを受け、平成 14 年 2 月に関係省庁及び関係地方公共団体を構成員として設置された。平成 15 年 3 月に策定された「東京湾再生のための行動計画」については、平成 25 年 5 月に本行動計画の期末評価を実施した。また、平成 25 年からの「東京湾再生のための行動計画（第二期）」を策定し、引き続き取組を進めている。

なお、推進会議の下部機関として「幹事会」、「陸域対策分科会」、「海域対策分科会」、「モニタリング分科会」が設けられている。

「九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会」

平成元年 6 月の「首都圏環境宣言」を踏まえ、九都県市※（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）が協調して取り組むべき方策を検討するため、平成元年 11 月に環境問題対策委員会のもとに設置された。東京湾の水質改善に係る下水道の整備、富栄養化対策等に関する事項の調査、検討、情報交換等を行っている。

※ 平成元年当時は六都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市）

「東京湾岸自治体環境保全会議」

昭和 48 年 6 月 に開催された「東京湾を囲む都市の公害対策会議」において東京湾の環境保全と広域的対策を図るための早急な機構整備の必要性が提案されたことを機に、昭和 50 年 8 月に設立された。東京湾岸に面する 1 都 2 県 16 市 1 町 6 特別区の 26 自治体で構成され、住民への環境保全に係る啓発や、連带的・統一的な環境行政の推進を目的に湾岸地域の環境保全に取り組んでいる。

「東京湾再生官民連携フォーラム」

「東京湾再生のための行動計画（第二期）」では、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るための組織の設立が掲げられた。このことから、平成 25 年 11 月に「東京湾再生官民連携フォーラム（以下「フォーラム」という）」が設立された。

フォーラムでは、東京湾再生に意欲を持つ多様な人々が集い、現状や課題を理解・共有し、共に解決策を模索し、東京湾の魅力を発掘・創出・発信すること等により、東京湾再生の輪を拡げる活動に取り組むこと、そうした活動から育成・醸成された多様な関係者の多様な意見を尊重しつつ総意をとりまとめ、「東京湾再生推進会議」へ提案する役割が期待されている。現在までに「東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチーム」を含め 9 つのプロジェクトチームが立ち上がっている。